一宮市指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、 指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法並びにこれに基づく政令及び省令に規定する用語の 例による。

(指定の申請)

- 第3条 法第115条の22第1項の規定による申請は、指定申請書により行わなければならない。
- 2 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(変更の届出等)

第4条 法第115条の25の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては廃止・休止届出書により、事業の再開に係るものにあっては再開届出書により、それぞれ行わなければならない。

(指定の更新の申請)

第5条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定更新申請書により行わなければならない。

(都道府県等への情報提供)

- 第6条 市長は、前3条の規定による指定又は、変更の届出等の受理並びに指定の更新(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名 及び住所
 - (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) その他市長が必要と認める事項

(公示)

- 第7条 法第115条の30の規定による公示は、同条各号の措置に係る事業者に関する次に掲げる 事項について行うものとする。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業者の名称

- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類

(帳票等)

- 第8条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式は、市長が別に定める。
 - (1) 指定申請書
 - (2) 指定更新申請書
 - (3) 廃止・休止届出書
 - (4) 変更届出書
 - (5) 再開届出書
 - (6) 指定介護予防支援委託(変更)の届出書

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の一宮市指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の規定により届け出られた帳票等は、改正後の一宮市指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の規定により届け出られた帳票等とみなす。